

附編 1 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

項 目	担 当
第1 計画の目的	—
第2 用語の定義	—
第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	—
第4 市の配備体制	関係各班

第1 計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることとする。

なお、この章に記載のない事項は、「総則編」、「地震・津波災害編」（附編を除く。）に準ずるものとする。

第2 用語の定義

この章において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に気象庁から発表される。後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0程度以上の地震が発生したと評価が出された場合に気象庁から発表される。後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 南海トラフ地震関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

3 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はゆっくりすべりが発生した後に発生する南海トラフ内の地震をいう。

第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市や防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、市民、事業者の処理すべき事務又は大綱については、「総則編」第1章第3節に準ずる。

第4 市の配備体制

配備体制		配備基準	配備人員
災害警戒本部設置	第1配備	南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	消防防災課
	第2配備	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	消防防災課 指定配備職員 【地震・津波】
災害対策本部設置	第3配備	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	消防防災課 指定配備職員 【地震・津波】

※災害警戒本部設置：情報収集体制のための消防防災課職員の配置を含む。

第2節 地震防災対策計画

項 目	担 当
第1 関係者との連携協力の確保	本部班、物資班、帰宅困難者対策班
第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	関係各班、防災関係機関
第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等	関係各班、防災関係機関
第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	関係各班、防災関係機関
第5 防災訓練計画	関係各班、県
第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	関係各班、県
第7 南海トラフ地震防災対策計画	関係各班、県

第1 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

「地震・津波災害編」第2章第9節に準ずる。

2 広域応援の要請

「地震・津波災害編」第2章第10節に準ずる。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなること
も考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて
対処する。

3 帰宅困難者への対応

「地震・津波災害編」第2章第17節に準ずる。

第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

県は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努める。

2 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

また、被害情報等の収集・報告の方法、情報連絡施設等の整備計画については、「地震・津
波災害編」の第1章第6節及び第2章第2節に準ずる。

3 避難対策等

市民等の自主的な避難行動及び避難誘導については「地震・津波災害編」第2章第5節第1
及び第6節、避難所の開設・運営については「地震・津波災害編」第2章第5節第2及び第3

に準ずる。

また、津波広報、教育、訓練については「地震・津波災害編」第1章第2節第3に準ずる。

4 消防活動等

消防本部及び消防団は、津波からの円滑な避難確保のため、次の活動体制を整備する。

(1) 重点活動

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 水防活動

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- イ 水防資機材の点検、配備

5 ライフライン等

(1) 水道施設

山武郡市広域水道企業団は、水道管の破損等による二次災害を軽減するための措置をとる。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、「地震・津波災害編」第2章第11節第1に準ずる。

6 交通

(1) 道路

各道路管理者等は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 乗客等の避難誘導

交通事業者は、乗客等の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

7 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校等の施設管理者は、次の措置をとる。

また、具体的な措置については、施設ごとに「第7 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる計画を策定し、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

ア 共通事項

① 来場者等への津波警報等の伝達

情報伝達に当たっては、津波ハザードマップ等を活用するとともに、次の事項に留意する。

- ・来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じ

じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

- ② 来場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消火用設備の点検、整備
- ⑦ 非常電源（自家発電設備等）の整備、防災行政無線、防災行政情報伝達システム、テレビ、ラジオ、インターネット、SNSなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- ① 病院等
重症患者、新生児等の移動が不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置
- ② 学校等
学校等が市の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置
学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
- ③ 社会福祉施設
重度障がい者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等を設置する庁舎等の施設管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ア 自家発電設備、可搬式発電機等の非常電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮する。

8 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、「地震・津波災害編」第2章第3節第2に準ずる。

第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

情報伝達の経路、体制及び方法は、「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、その機関相互間及び機関内部において確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は、「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ 市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は、「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。この場合、防災行政無線、防災行政情報伝達システム、山武市安心安全メール、SNS、広報車等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内に行うよう留意する。

なお、地域住民等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する際は、とるべき行動をあわせて具体的に示すこと等に配慮する。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を状況の変化等に応じて地域住民等に逐次伝達するとともに、平明な表現を用いて反復して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通・ライフライン・生活関連の情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

その体制及び周知方法については、「地震・津波災害編」第2章第1節に準ずる。

イ 市が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、防災行政無線等による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

ウ 市は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制は「地震・津波災害編」第2章第2節第4に準ずる。

エ 市は、管轄区域内において、市民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集を行うものとし、その体制は「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

イ 市は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を正確かつ迅速に行うものとし、その体制は「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

ウ 市は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等を行うものとし、その体制、報告事項等は「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

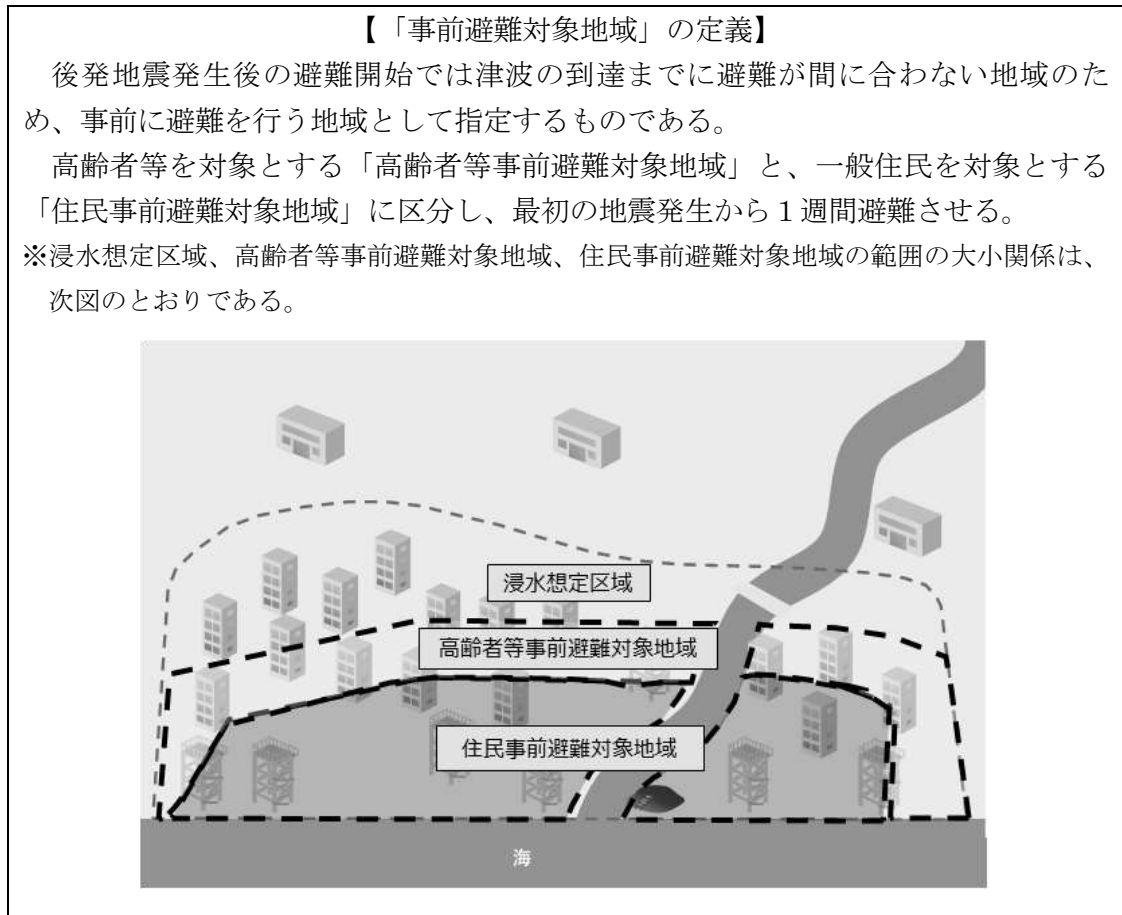
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生か

ら1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

- ① 市は、国からの指示が発せられた場合に後発地震が発生してからの避難開始では津波の到達までに避難が間に合わない地域を「事前避難対象地域」として指定する。



事前避難対象地域を定めた場合は、避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を定める。また、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していく。

なお、事前避難対象地域の指定は、地震発生から30分以内に30cmの浸水が予想される区域が基準となるが、本市の津波到達予想時間は約80分であることから、事前避難対象地域は指定しないものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、市は津波浸水予想区域について、事前避難対象地域に準ずる避難対策を実施する。

- ② 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後も、津波注意報が解除されるまで避難を継続する。
- ③ 市（消防防災課）は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

④ 市（消防防災課）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

⑤ 市民等の自主的な避難行動及び市等が行う避難誘導については、「地震・津波災害編」第2章第5節第1及び第6節による。

イ 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営については、「地震・津波災害編」第2章第5節第2及び第3による。

(6) 関係機関のとりべき措置

ア 消防機関等の活動

消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に消防機関が行う出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関しては次の事項を重点として適切に対策を講ずる。

① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

② 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、「地震・津波災害編」第2章第9節第1に準じて必要な飲料水を供給する体制を確保する。

ウ 交通

① 道路

a 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法は「地震・津波災害編」第2章第2節及び第4節に準ずる。

b 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行を極力抑制するものとし、その周知方法は、「地震・津波災害編」第2章第4節に準ずる。

エ 市が自ら管理等を行う道路その他の施設に関する対策

① 市（土木班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上の措置を適切に講じる。この場合において、市は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

② 市（土木班）は、河川について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置を適切に講じる。この場合において、市は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。

③ 市（各班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。

この場合において、市は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、情報・通信システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施する。

オ 市が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は本節第7「2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項」に準ずる。

(7) 関係者との連携協力の確保

ア 滞留旅客等に対する措置

- ① 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容は、「地震・津波災害編」第2章第17節に準ずる。
- ② 市以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置については、本節第7「2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項」に準ずる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ 市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

この場合、防災行政無線、防災行政情報伝達システム、山武市安心安全メール、SNS、広報車等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるよう留意する。

なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に警戒配備体制をとるものとし、その体制は「地震・津波災害編」第2章第1節に準ずる。

エ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて反復継続して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、「地震・津波災害編」第2章第2節に準じて周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節第3「2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策」に準じて後発地震に対して注意する措置

をとる。

(4) 市のとるべき措置

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、「地震・津波災害編」第2章第2節に準じて行う。

イ 市（各課）は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等

緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている市管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。

6 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線、ガス管、水道管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

7 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

8 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

べり防止施設等の整備に努める。

9 医療機関、社会福祉施設、学校等

公的医療機関、休日・夜間診療施設、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

10 ため池

農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な改修、整備に努める。

11 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

12 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

13 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の非常電源の整備に努める。

14 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第5 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的とし、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を、隔年を基準として実施するものとする。

その他、防災訓練の実施内容については、「地震・津波災害編」第1章第1節第3に準ずる。

第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県、市及び防災関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報の充実に努める。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項とする。

1. 市及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識

(6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識

その他、防災教育及び広報の実施については、「地震・津波災害編」第1章第2節第3に準ずる。

第7 南海トラフ地震防災対策計画

県及び市は、南海トラフ地震による津波で 30cm 以上の浸水が想定され、南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者に対しては、必要に応じて届出の勧告等を行うほか、作成義務がない事業者に対しても、自主的に対策計画等に準ずる計画を作成するよう促進する。

＜対策計画等に定める事項＞

1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

- ア 津波に関する情報の伝達等
- イ 避難対策
- ウ 応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別の計画において定める事項

ア 旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

- ① 津波警報等の顧客等への伝達
- ② 顧客等の避難のための措置
- ③ 施設の安全性を踏まえた措置

イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施

ウ 一般旅客運送に関する事業を運営する者

- ① 津波警報等の旅客等への伝達
- ② 運行等に関する措置

エ 学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

本節第2「5 ライフライン等」に準ずる。

2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

- ① 災害応急対策をとるべき期間等
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
- ③ 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

イ 個別の計画において定める事項

- ① 不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

- a 医療機関、小売店等については、原則として営業を継続する。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮する。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示する。
- b 当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示する。
- c 医療機関においては、患者等の保護等の方法について、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示する。

- ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

- a 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示する。
- b この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。
- c 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

- ③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達
- b 運行等に関する措置
- c bの結果生ずる滞留旅客等に対する措置

- ④ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

- a こども園・幼稚園・保育所、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の地・津-127

方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意する。

- b 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示する。
- c 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示する。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮する。

⑤ 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

a 水道

水道事業については、本節第3「2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策」に準ずる。

b 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。

c ガス

(a) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続する。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。

(b) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示する。

d 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示する。

e 放送

(a) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示する。

(b) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとる

ために必要な情報の提供に努めるよう留意する。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意する。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努める。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

- ① 災害応急対策をとるべき期間等
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等
- ③ 関係機関のとりべき措置